

○揖屋干拓地地盤沈下防止条例

平成17年12月27日

松江市条例第468号

(目的)

第1条 この条例は、揖屋干拓地の地盤沈下を防止するため、井戸による地下水の採取を禁止し、もって揖屋干拓地内の農業の振興と農用地等の保全に資することを目的とする。

(地下水採取の禁止)

第2条 何人も揖屋干拓地内において、地下水(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条に規定する温泉を除く。)を採取するため、新たに井戸(動力を用いるものに限る。)を設置し、又は既存の井戸を変更(井戸の口径若しくは深さ、揚水機の種類若しくは能力又は吐出口の断面積を変更することにより、井戸の揚水能力を大きくすることをいう。)してはならない。ただし、市長が公共の用に供するため必要があると認めたときはこの限りでない。

(委任)

第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。